独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第９号

令和８年３月15日に執行する相模原都市計画事業橋本駅南口地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

なお、この結果、権利者の数が選挙すべき委員の数をこえないため、相模原都市計画事業橋本駅南口地区土地区画整理事業施行規程（令和７年９月25日国土交通省告示第894号）第９条第１項の規定に基づき、選挙によらないで、委員となることを承諾した者が委員となる。

令和８年２月18日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　西野　健介

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人